

## 福知山市公告第 50 号

旧新町文化センター物品搬出・動輪設置業務に係る一般競争入札について、以下のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 16 日

福知山市長 大 橋 一 夫

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 業務名称

産業第 26 号 旧新町文化センター物品搬出・動輪設置業務

#### (2) 業務概要

旧新町文化センター 1 階にある物品等を搬出・運搬し、新たな鉄道館に設置する。

#### (3) 業務場所

福知山市下新 32 番地及び福知山市岡ノ 32 の 20

#### (4) 業務期間

契約締結日から令和 5 年 7 月 18 日(火)まで

#### (5) 業務の詳細

別紙仕様書のとおり

### 2 入札参加資格

入札参加者に必要な資格に関する要件は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱(平成 15 年福知山市告示第 137 号)に定める指名停止基準その他国等契約実施機関が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中の者でないこと。

(3) 福知山市暴力団等排除措置要綱(平成 23 年福知山市告示第 126 号)に基づく入札参加資格停止期間中の者でないこと。

(4) 令和 5 年度において福知山市指名競争入札等参加資格者名簿で「運輸(一般貨物自動車運送)」の業種に登録されている者のうち、京都府内に本社若しくは本店、支社若しくは支店又は営業所を有するものであること。

### 3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

#### (1) 申請期間

公告日から令和 5 年 6 月 23 日(金)までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- (2) 提出先
  - 〒620-8501
  - 京都府福知山市字内記 13 番地の 1
  - 福知山市産業政策部産業観光課
  - 電話 0773-24-7077 (直通)
- (3) 提出方法
  - 持参又は郵送。ただし、期限内に必着のこと。
- (4) 提出書類
  - ア 福知山市一般競争入札参加申請書 (指定用紙)
  - イ 誓約書 (指定用紙)
- (5) 入札参加資格の有無
  - ア 入札参加資格が「無」と確認された者には、令和 5 年 6 月 26 日 (月) 午後 5 時まで電話連絡し、後日その理由書を送付する。
  - イ 入札参加資格が「有」と確認された者には、令和 5 年 6 月 26 日 (月) 午後 5 時までファックスによる送信又は電話連絡により通知する。また、後日「入札参加資格者証」を交付する。

#### 4 質疑

入札に関して質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入の上、福知山市産業政策部産業観光課へ電子メール又はファックスにて提出すること。

- (1) 質疑提出期間 公告日から令和 5 年 6 月 28 日 (水) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (2) 質疑提出先 福知山市産業政策部産業観光課
  - メールアドレス sankan■city.fukuchiyama.lg.jp
  - ※■は、@と読み替えること。
  - ファックス 0773-23-6537
- (3) 質疑回答日 令和 5 年 6 月 29 日 (木)
  - 全ての質疑を取りまとめの上、回答日に参加資格「有」の者全員に電子メール又はファックスで行う。

#### 5 入札保証金等

福知山市財務規則 (昭和 54 年福知山市規則第 1 号) 第 117 条第 1 項第 3 号により免除する。この場合において、落札者が契約を締結しないときは、入札書に記載された金額の 100 分の 5 相当額を徴収する。

#### 6 入札日及び入札場所

- (1) 日時
  - 令和 5 年 7 月 3 日 (月) 14 時から
- (2) 場所
  - 福知山市役所旧本館 1 階 入札室

#### 7 入札方法等

- (1) 入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、令及び福知山市財務規則の規定により行う。
- (2) 代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出することとする。
- (3) 入札回数は、3回以内とする。
- (4) 入札者は、一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (5) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）を記載し、封筒の開封部に封印すること。ただし、直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。
- (6) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする場合がある。
- (7) 再入札となる場合には、その場で直ちに再入札を行う。
- (8) 前号の場合において、前回の入札に参加した者のうち無効又は失格の入札をした者は、これに参加することができない。
- (9) 開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (10) 入札者は、一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (11) 郵便による入札は認めない。
- (12) 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札の無効

- (1) 入札の資格、入札に関する条件に違反した者の入札
- (2) 1つの入札について同一の者（他の代理人として入札した場合を含む。）が2枚以上の入札書を提出した入札
- (3) 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
- (4) 入札書の事業名称、商号若しくは名称のいずれかが記載されず、若しくは記載に重大な誤りがあり、又は入札書の押印のない入札書による入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- (6) 虚偽の申請又は届出を行った者のした入札
- (7) 連合等の不正行為によってされたと認められる入札
- (8) その他入札条件に違反した入札

## 9 入札の延期又は中止

- (1) 市長は、事故又は交通遮断等が発生したとき、不正な行為等により必要

があると認めるとき、又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は中止することができるものとする。

(2) 市長は、前号の規定により、入札を延期し、又は中止したときは、速やかに当該入札参加者に通知しなければならない。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を納付するものとする。この場合において、福知山市財務規則第117条第2項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、福知山市財務規則第148条第1項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

11 契約書の作成の要否

必要

12 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 問合先

福知山市産業政策部産業観光課商業振興係

電話 0773-24-7077

ファックス 0773-23-6537